

子ども・子育て支援法における指導・監査について

1 指導について

(1) 目的

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等に対し、施設等利用給付費の支給の適正化を図るため、指導を実施するものです。

(2) 対象施設等

- ① 特定教育・保育施設
(認可保育所・認定こども園)
- ② 特定地域型保育事業所
(小規模保育・事業所内保育)
- ③ 特定子ども・子育て支援施設等
(幼稚園・認可外保育施設(ベビーシッターを含む)・認定こども園で実施する預かり保育事業・幼稚園で実施する預かり保育事業・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター))

(3) 指導の方法等

指導の種類、方法、対象の選定については次のとおりです。

種類		方法	対象の選定
指導	集団指導	○一定の場所に集まり、講義形式で実施。 ○指導・監査制度、運営基準等について理解の促進を図る。	○制度改正等の必要に応じ て実施
	実地指導	○施設等に指導監査担当者が訪問し、面談方式で実施。 ○ <u>あらかじめ通知を行うことにより、指導の目的を達成することが困難であると認められる場合は、事前に通知を行わず実地指導を実施する場合があります。</u>	○定期的、かつ計画的に実施 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所】 (原則1年に1回) 【特定子ども・子育て支援施設等】 (原則3年に1回)

(4) 監査への移行

実地指導中に次に掲げる状況を確認した場合は、実地指導を中止し、監査に移行します。

- ① 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ② 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

※裏面へ続く

2 監査について

(1) 目的

子ども・子育て支援法に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合並びに指導から監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的に実施するものです。

(2) 対象施設等の選定方針

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報がある場合
- ② 実地指導において確認した情報等を踏まえて、人員、設備及び運営基準等の悪質な違反、施設型給付費等の不正請求等認められる場合
- ③ 死亡事故等の重大事故の発生又は当該施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、又は心身の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合
- ④ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

(3) 監査に基づく措置

監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた場合には、指導と同様、文書により通知し、改善報告を求めます。確認基準違反等が認められた場合には、関係法令の規定に基づき、市は、勧告、命令、確認の取消し等の行政上の措置を行うことができます。

① 勧告

確認基準違反等が認められたときは、期限を定めて是正するために必要な措置を講ずることを勧告します。これに従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。

② 命令

勧告を受けた施設等が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命令します。命令をした場合、その旨を公示する場合があります。

③ 確認の取消し等

確認基準違反等の内容等が関係法令の規定に該当する場合、当該事業者等に係る確認を取消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止します。確認の取消し等をした場合、その旨を公示します。

なお、不正請求や虐待等の重大な違反行為については、勧告や命令を経ず取消し等を行う場合があります。